

入札公告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊航空補給処
管理部長 福田 理
(公印省略)

下記のとおり、一般競争入札に付します。
なお、本件は令和7年度予算が成立することを条件とした入札であり、当該契約に係る令和7年度の予算成立が4月1日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は予算成立日以降とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

記

1 入札に付する事項

調達要求番号	件名	数量単位	履行期限	履行場所
07-1-2143-1621-0001-00	航空機部品等の防せい役務	1式	契約日から 令和8年3月31日まで	航空補給処

2 競争に参加する者に必要な資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和04・05・06年度又は令和07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格において等級A、B、C又はDのいずれかに格付けされ、競争参加資格を有している者(競争参加地域は問わない。)、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。))又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 契約条項、入札条件を示す場所

千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室

4 入札日時及び場所

- 場所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室
- 日時 令和7年3月27日 (木) 午後13時30分
(送達による入札書の受領期限は、令和7年3月26日 (水) 午後5時必着)

5 入札参加申込の期間及び場所

- 場所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処管理部契約課事務室
- 期間 公告日～令和7年3月25日 (火) 午後5時
- 申込 入札に参加する者は、上記期間内に一般競争入札参加申込書を提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

ただし落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積った契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札、仕様書又は内訳書を申込期限までに受領していない者の入札は無効とする。

8 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

9 適用する契約条項

役務請負契約一般条項 債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項(中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合)、単価契約特約条項

10 入札書の記載金額等

総額（予定数量に入札単価を乗じた金額の合計）で落札判定し、入札単価をもって単価を決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（単価）に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

11 その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 送達により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、4（2）に示す受領期限までに送達するものとする。
- (3) 仕様書の受領時に資格審査結果通知書の写しを契約課審査係に提出する。
- (4) 落札決定後、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であることを確認するため、流動資産担保融資保証制度に伴う確認（別紙様式第1）を提出する（FAX可）。なお、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（別紙様式第2）の内容について、見積書の提出をもって締結に同意したものとする。
- (5) 入札に関する問い合わせ先
海上自衛隊航空補給処 契約課契約班 小林1曹
TEL 0438-23-2361 (内線5083)
FAX 0438-22-6913

調達要求番号:07-1-2143-1621-0001-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	ZDS-9-N0003-2
名称	航空機部品等の防せい役務	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	2.12.11
		改正年月日	6.12.20
		航空補給処保管部利材課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊航空補給処における航空機部品等の防せい役務(以下、役務という。)について適用する。

1.2 引用文書等

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に記載した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部(海幕経第183号。27. 3. 18)

b) 関連文書

法令等

防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)

海上自衛隊契約規則(平成27年海上自衛隊達第4号)

海上自衛隊の情報保証に関する達(平成19年海上自衛隊達第37号)

海上自衛隊補給実施要領(補本装補第2072号。18. 12. 27)

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

a) 契約の相手方は、物品の防せいができる能力を有し、官側が発行する単価契約発注書(様式第1)に示された物品について、**附属書A**を理解し、役務を実施するものとする。

なお、防せい物品の年間発注予定数量等は、**付表1**のとおりとする。

b) 契約の相手方は、単価契約発注書に基づく作業終了後速やかに作業完了報告書(様式第2)を作成し、監督官の確認後、検査官に提出するものとする。

2.2 期間

契約日から令和8年3月31日

2.3 作業日及び作業時間

作業日及び作業時間は、役務履行場所の利材課防せい班の稼業日の勤務時間内の任意の時間とする。また、官側が役務を発注してから20日以内に作業を完了出来る態勢を有してい

ること。ただし、官側の都合により、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日に作業を実施させる場合は、監督官は契約相手方と事前に調整し同意を得るものとする。

なお、細部については契約担当官等と事前に協議するものとする。

2.4 役務の履行場所

海上自衛隊航空補給処(千葉県木更津市江川無番地)

2.5 発注

契約決定後に、官側が単価契約発注書により発注する。

3 監督・検査

3.1 監督

監督は、立会い又は書類審査にて行う。

3.2 検査

検査は、書類審査にて行う。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表1のとおり。

表1－提出書類

番号	名称	提出先	部数	提出時期	備考
1	着手届	監督官経由 契約担当官等	3	契約締結後速やかに	海幕経第183号 書式第22
2	作業完了報告書	監督官経由検査官	1	作業完了後速やかに	様式第2
3	作業管理者等 名簿	監督官	1	契約締結後速やかに	様式第3
4	誓約書	監督官	1	契約締結後速やかに	様式第4
5	下請負承認 申請書	監督官経由 契約担当官等	2	契約締結後速やかに	様式第5
6	教育実施記録	監督官	1	教育実施後速やかに	様式適宜
7	終了届	検査官経由 契約担当官等	3	役務終了後速やかに	海幕経第183号 書式第22

注記 提出書類は、作業管理者が提出するものとする。

4.2 作業管理者の選任

契約の相手方は、契約締結後、この役務の履行について官側との連絡調整に当たり、作業実施者を管理し直接指揮命令を行う作業管理者を遅滞なく選任し、作業管理者等名簿(様式第3)を監督官に提出するものとする。また、作業管理者は、役務履行場所に駐在する必要はないが、監督

官と速やかに連絡調整できる態勢とするものとし、作業実施者と兼務させてはならない。

なお、履行期間中に作業管理者及び作業実施者を変更する場合は、その都度作業管理者等名簿を提出するものとする。

4.3 保全

保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、資料の複写等を必要とする場合は、監督官と調整の上指示に従うものとし、資料の目的外使用、第三者への開示及びこれに類する行為、その他部外への持ち出しは一切禁止するものとする。
- b) 契約の相手方、作業管理者及び役務に従事する作業実施者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体その他を結成し又は加入若しくは協力してはならない。
- c) 契約の相手方は、契約締結後速やかに誓約書(様式第4)を監督官に提出するものとする。
- d) 撮影機、録音機、フラッシュメモリー、CD、DVD等の映像・音声・電子データを記憶できる機器器材の履行場所内外への持込みを禁止する。ただし、役務を履行する上でこれらが必要である場合は、監督官と協議するものとする。
- e) 作業管理者及び役務に従事する作業実施者は、所有する携帯電話機器を監督官の指定する場所に格納するものとし、官で使用が認められた場所でのみ使用できるものとする。
- f) 契約の相手方、作業管理者及び役務に従事する作業実施者は、役務において知り得た事項について守秘義務を負うものとし、他に漏らし又は利用してはならない。また、履行後においても同様とする。

4.4 賠償責任

契約の相手方は、故意又は過失による契約の相手方の責に帰すべき事由により、設備、展示物及びその他官所有の国有財産、物品を滅失又は毀損した場合は、契約の相手方が修補もしくはその損害を賠償しなければならない。

4.5 労働者災害補償保険法上の責任

契約の相手方は、役務に従事する作業実施者の労働者災害補償保険法上のすべての責任を負うものとする。

なお、万一、事故等が生じた場合は、速やかに監督官に報告するものとする。

4.6 官有施設の入出門等

作業管理者及び役務に従事する作業実施者は、入出門及び建物等への立入りについては、履行場所の諸規則を遵守するものとする。

4.7 使用資材

使用資材は、官側が準備するものとする。

4.8 官有器材等の使用

契約の相手方は、監督官と調整のうえ、官側が管理する官有器材、施設・設備・水道・電気等の使用に関する支援を受けることができる。

4.9 教育

契約の相手方は、作業管理者及び役務に従事する作業実施者に対して、この役務に関する附属書Aの各防せい工程の実施要領の教育を契約締結後速やかに実施し、教育実施記録(様式適

宜)を監督官に提出するものとする。

4.10 下請負

役務の一部を第三者に実施させる場合は、あらかじめ下請負承認申請書(様式第5)により監督官の確認を得た後、契約担当官等の承認を得なければならない。また、役務の途中において、下請負を行う場合も同様である。

4.11 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合、契約担当官等と協議するものとする。

付表1 一年間発注予定数量等

1 防せい区別工程及び年間発注予定数

防せい区別	清浄方法	清浄剤	乾燥方法	防せい剤	下包み	乾燥剤の挿入	緩衝包装	湿度指示計の挿入	防湿包装	外装	表示	年間発注予定数
A	溶剤清浄	ふきとり乾燥後 赤外線ランプ乾燥	ふきとり乾燥後 赤外線ランプ乾燥	防せい剤塗布	防水防油性バリア材	袋入り乾燥剤	・気泡入りプラスチックフィルム緩衝材 ・高発泡ポリエチレンシート ・紙綿	---	防湿バリア材	第2項に示す外形寸法区分の①(官制指定品)及び②から⑦はダンボール箱又は木箱 ⑧から⑩はダンボール箱又はコンテナ(専用木箱を含む。)	表示	365
B	ふきとり清浄	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	975
C	ふきとり清浄	ドライクリーニング溶剤	---	---	---	---	---	カード式湿度指示計	---	---	---	391
D	溶剤清浄	ふきとり乾燥後 赤外線ランプ乾燥	ふきとり乾燥後 赤外線ランプ乾燥	---	---	---	---	---	---	---	附属書に示す表示	17
E	ふきとり清浄	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	282
F	溶剤清浄	ふきとり乾燥後 赤外線ランプ乾燥	ふきとり乾燥後 赤外線ランプ乾燥	防せい剤塗布	---	---	---	---	---	---	---	30
G	溶剤清浄	ドライクリーニング溶剤 ・アルコール清浄剤	---	---	---	---	---	---	鉄・非鉄両用ZERUSTシート	ビニール包	---	2,288
合計											4,348	

注記1 基盤等静電気防止措置を必要とする物品には、帯電防止フィルム、帯電防止エアークヤップ等を使用し包装する。
注記2 赤外線ランプ乾燥器が使用できない場合には、自然乾燥とする。

2 外形寸法区分

外形寸法区分	物品の3辺合計寸法等	外形寸法区分	物品の3辺合計寸法等
①	60cm以下	⑥	130cmを超え180cm以下
②	60cmを超え70cm以下	⑦	180cmを超え280cm以下 又は 重量30Kg以上
③	70cmを超え90cm以下	⑧	280cmを超え580cm以下
④	90cmを超え110cm以下	⑨	580cmを超え880cm以下
⑤	110cmを超え130cm以下	⑩	880cmを超え1250cm以下

3 防せい区別・外形寸法区分別発注予定(標準)

防せい区別	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	合計	単位:個
A	128	51	82	11	18	7	6	6	6	6	365	365
B	23	1	1	1	1	5	30	6	6	6	975	975
C	570	81	142	60	16	2	30	2	2	2	391	391
D	55	1	2	1	2	1	15	2	2	2	17	17
E	119	72	74	28	4	2	1	1	1	1	282	282
F	69	1	1	1	2	1	1	1	1	1	30	30
G	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2,288	2,288
合計											4,348	

注記1 ①の上段は段ボール箱なし、下段は段ボール箱外装数を表す。

注記2 ②~⑦の上段は段ボール箱外装、下段は木箱使用数を表す。

注記3 ⑧~⑩の上段は段ボール箱外装、下段はコンテナ(専用木箱を含む。)使用数を表す。

注記4 ①のG欄は包装数を表す。

附属書A
(規定)
各防せい工程の実施要領

A.1 一般事項

防せい作業は、**付表1**に示された防せい区分毎の防せい工程により実施するものとし、作業に際しては、事前に物品の状況を確認し、修理区分タグの記載内容と異なる破損、変形、発錆等が発見された場合は、事前に監督官に報告し、その指示によるものとする。

清浄、乾燥、防せい剤の適用及びバリア材の密封までは一連の継続した作業で行うものとする。中断の必要があるときは、一時的な保護を行い汚損しないように措置を講ずるものとする。また、包装にあたっては、重量、容積及び体積を極力少なくするとともに、中に包含される空気容積が少なくなるようにするものとし、物品の研磨部分は、素手で触れないようにするものとする。

A.2 清浄方法等

A.2.1 清浄方法

清浄方法は、次による。

- a) 清浄する場合は、物品を傷つけないように注意し、物品の表面のよごれや付着物を除去するものとする。
- b) 清浄剤は、ドライクリーニングソルベント(以下、ソルベントという。)を使用し、防せい区分Gについては、アルカリ清浄剤を併用するものとする。

A.2.2 溶剤清浄

溶剤清浄は、次の要領により実施するものとする。

- a) **第1次洗浄** ソルベントに浸したブラシ又は布で洗浄し、さらに、防せい区分Gについては、ソルベントに全体を浸漬し、振とう又は攪拌する。
- b) **第2次洗浄** 第1次洗浄とは別の槽のソルベントで清浄作業を実施し、さらに、防せい区分Gについては、全体を浸漬するとともに、アルカリ清浄剤で洗浄するものとする。

A.2.3 ふきとり清浄

ふきとり清浄は、発電機、電動機、計器計量機、時計装置及びその他類似組立部品の清浄に適用し、ソルベントを浸透させた布でふきとりを行うものとする。

A.2.4 乾燥方法

清浄後直ちに清浄剤や残存湿気を除去するため、清浄な布でふき取るふきとり乾燥及び乾燥炉(赤外線)で乾燥する赤外線ランプ乾燥を行うものとする。乾燥炉に入らない重量物及び大物は、ふきとり後自然乾燥を行うものとする。

A.3 防せい剤の塗布

防せい剤の塗布は、次による。

- a) 金属面への防せい剤の塗布は、物品の清浄及び乾燥後に行うものとする。

- b) 防せい剤は、[溶剤希釈形さび止め油(軟膜質)], [さび止めペトロラタム(軟膜質)], [さび止め潤滑油]を使用するものとし、物品の性状に適応した防せい剤を使用し、以下を標準とする。

溶剤希釈形さび止め油(軟膜質)……ボルト, ナット, ワッシャー, カムシャフト, プロペラ
 さび止めペトロラタム(軟膜質) ……ベアリング, ピストン, 歯車, シャフト類
 さび止め潤滑油 ……エンジン内, 外部
 金属面が保護された物をのぞく

A.4 下包み

下包みは、次による。

- 耐水防油性バリア材で物品の下包みを行う。
- 物品の鋭い突起物や角は、高発泡ポリエチレンシートで保護し、包み材料、袋又は容器の破損を防止する。
- 下包み材は十分に乾燥したものを使用する。
- 内部の空気を極力抜き、容積を小さくする。

A.5 乾燥剤及び湿度指示計の挿入

乾燥剤及び湿度指示計の挿入は、次による。

- 乾燥剤は、袋入り乾燥剤とし、挿入量は、以下の算式により算出した数量以上とする。

使用量(ユニット数^{a)})

= 17 × 防湿バリア材の面積(m²) + 吸湿材料に対する係数^{b)}
 × 包装内部の吸湿性材料(緩衝用詰め物などを含む)の重量(kg)

注 a) ユニット数とはMIL規格に規定する乾燥剤の単位をいう。

b) 係数は、以下のとおりとする。

ゴム及びプラスチックフォーム……1.0

ガラス繊維……4.0

固着繊維(ゴムで固めた動物の毛・合成繊維・植物繊維)……12.0

フェルト類, 繊維性材料(木材を含む)及び上記以外の材料……16.0

- 乾燥剤の挿入は、物品の精密仕上げ面又は防せい剤皮膜に接触しないような位置とする。
- 湿度指示計は、カード式とし、乾燥剤からなるべく離れた位置で防湿材の最終密閉部の近くの内側に挿入するものとする。

A.6 緩衝包装

緩衝材は、紙綿、高発泡ポリエチレンシート及び気泡入りプラスチックフィルム緩衝材の順番で包装するものとする。

A.7 防湿包装

防湿包装に際しては、真空ポンプで空気抜きを行い、熱封かんを行うものとする。

A.8 外装

外装は、次による。

- a) 外装に使用するダンボール箱，木箱等の内面から物品までの間隔が5cmを標準となるように緩衝材を充填するものとする。
- b) 重量物等で全面緩衝材充填では物品を保護できないおそれのある場合には，高発泡ポリエチレンシート等のコーナパッド，サイドパッド等を使用し，適切に外装するものとする。
- c) ダンボール箱は，付表1の2項の外形寸法区分が②，③，④，⑤及び①(官側指定品)については両面ダンボール(厚さ約5mm)，⑥，⑦，⑧については複両面ダンボール(厚さ約8mm)を基本とする。
- d) ダンボール箱による外装は，布粘着テープを使用し，ダンボール箱の上面，底面ともにH型に確実に貼付するものとする。
- e) 発注時に木箱梱包されていた物品は，当該木箱を再使用して，木箱梱包するものとする。
- f) 防せい区分Gについては，防湿包装及び表示ラベルの保護のため，ビニール包みをするものとする。

A.9 表示

表示は，次による。

- a) 防湿包装面(外装を実施した場合は，外装面)の見やすい部分に，物品に添付されている修理区分タグをビニール袋に包み貼付するものとする。
- b) 外装を実施した場合には，外装の上部及び側面に油性ペンにより物品の製造番号を記入するものとする。
- c) 防せい区分Gについては，物品番号，部品番号，品名，単位，数量を記入したラベル(様式適宜)を貼付するものとする。

(様式第1)

発注年月日 _____

殿

(発注担当官)

印

単 価 契 約 発 注 書

契 約 番 号	
発 注 番 号	
発 注 品 目	
発 注 数 量	
作 業 完 了 期 限	

(様式第3)

監督官 殿

住 所
 会 社 名
 代表者名

作 業 管 理 者 等 名 簿

下記の契約に係る作業管理者等を指定いたしましたので、提出いたします。

記

契約番号	
契約年月日	
契約件名	

作 業 管 理 者				
役 職	氏 名	性 別	連絡先(住所電話番号等)	記事

作 業 実 施 者		
氏 名	性 別	記事

(様式第4)

監 督 官 殿

誓 約 書

今般, 航空機部品等の防せい役務の契約の実施にあたり, 従事させる社員につきましては, 日本国籍を有し, 日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等, その他を結成し又は加入し若しくは協力してないものを配置するとともに, 貴部隊で従事する当社社員については, 情報保障上の教育を十分に実施し, また, 作業において知りえた情報等を, この契約終了後においても, 関係者以外に漏洩させないこと, 並びに他に利用しないことを保証するとともに誓約した事項を当該本人に誠実に守らせることを誓約します。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名

印

(様式第6)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊〇〇〇〇〇

殿

会社名

会社住所

代表者氏名

下請負承認申請書

契約番号:

調達要求番号:

件名:

下記のとおり申請します。

記

1 下請負を行わせる会社の名称等

(1)会社名

(2)本社所在地

(3)工場所在地

(4)資本金

(5)従業員数

2 下請負を必要とする理由

3 下請負を行わせる範囲

上記のとおり承認します。

監督官確認印

ただし、この承認により は、この契約の義務とされている事項につき、
その責を免れるものではありません。

承認番号第 号

令和 年 月 日

印

送付のご案内

入札参加予定者各位	作成年月日	令和7年3月17日
	発信枚数	本紙を含む枚
発信者：〒292-8686 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊 航空補給処 契約課契約班 渡邊 TEL :0438-23-2361(内線5083)		
仕様書(内訳書)等の内容に 関する問合せ先	千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処 担当課(担当者) 利材課 TEL :0438-23-2361 (内線) 5370	

記

1	調達要求番号	07-1-2143-1621-0001-00
2	件名	航空機用部品等の防せい役務
3	市況価格調査書の様式	様式は問いません。 (御社が通常作成されている見積書の様式で構いません。)
4	市況価格調査書の提出先	航空補給処 原価計算課 山根・山田 (内線:5099、5101) FAX番号 0438-22-6913(手続簡素化のためFAX可) ※下見積は原価計算課へ提出してください。
5	市況価格調査書の趣旨	原価計算課では入札に参加される皆様から市況価格の調査を実施し、契約の指標となる予定価格を算定いたします。 <u>以前に調達要求元へ提出された見積書は、予算の使用見込額を計算するためのものであり、予定価格を作成の都合上再度市況価格調査書の提出をお願いいたします。</u>
6	市況価格調査書の提出期限	令和7年3月19日(水)
7	入札日時	令和7年3月27日(木) 13時30分
8	入札場所	千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊 航空補給処 第1入札室
9	入札書作成要領	(1)入札書に記載する金額は税抜き金額です。 (2)入札が一回目で決まらない場合は2回目を実施する場合がありますので、入札書は最低でも2枚以上ご用意ください。 (3)入札を再度実施(2回目)しても応札されない場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記入した辞退書も必要となります。 郵送にて参加される場合は、必ず辞退書を同封して下さい。
10	郵送による入札書の提出要領	入札書と辞退書を個別に封入し、調達要求番号・件名及び入札書、辞退書の区分、入札参加者名を記入して下さい。 各封筒を外封筒に封入し「入札書在中」と朱書きして、配達記録が残る方法(簡易書留郵便等)で送付してください。
11	郵送による入札書提出期日	令和7年3月26日(水) 17時まで
参加される際は現在の状況を鑑み、郵送札でのご参加にご協力頂けますようよろしくお願いいたします。		

